（再審の請求の方法）

第七十六条　再審の請求は、次に掲げる事項を記載した再審請求書正副二通を、請求の理由を証明するに足りる資料とともに、人事院に提出してしなければならない。

一　再審を請求する当事者の氏名、住所及び官職又は職業

二～六　（略）

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一三―二（勤務条件に関する行政措置の要求）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一三―二―一

人事院規則一三―二（勤務条件に関する行政措置の要求）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一三―二（勤務条件に関する行政措置の要求）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（行政措置要求書） **第三条**　行政措置要求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～五　（略） 2　（略） （苦情審査委員会の機能） **第十一条**　苦情審査委員会は、その事案を審査し、その結果を意見を付して人事院に提出しなければならない。 2　（略）	（行政措置要求書） **第三条**　行政措置要求書には、左に掲げる事項を記載し、申請者が押印しなければならない。 一～五　（略） 2　（略） （苦情審査委員会の機能） **第十一条**　苦情審査委員会は、その事案を審査し、その結果を意見を付して書面をもつて人事院に提出しなければならない。 2　（略）

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一三―三（災害補償の実施に関する審査の申立て等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一三―三―二

人事院規則一三―三（災害補償の実施に関する審査の申立て等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一三―三（災害補償の実施に関する審査の申立て等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第三章　（略） （削る）	目次 第一章～第三章　（略） 第四章　雑則（第三十六条）